

○乳児家庭全戸訪問事業の根拠法令

【児童福祉法】

第6条の3第4項 この法律で乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令の定めるところにより、子育てに関する情報の提供ならびに乳児およびその保護者の心身の状況および養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

第21条の10の2 市町村は児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業および養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により、要支援児童等（特定妊婦を除く）を把握したときまたは当該市町村の長が、第26条第1項第3号の規定による送致もしくは同項第8号の規定による通知、もしくは児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条第2項第2号の規定による送致、もしくは同項第4号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

② 市町村は母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条、第11条第1項もしくは第2項（同法第19条第2項において準用する場合を含む）、第17条第1項または第19条第1項の指導に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。

③ 市町村は乳児家庭全戸訪問事業または養育支援訪問事業の事務の全部または一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
平成20年法律第85号追加、
平成23年法律第105号、平成28年法律第63号一部改正

第21条の10の3 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業または養育支援訪問事業の実施に当たっては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携および調和の確保に努めなければならない。

【児童福祉法施行規則】

第1条の5 法第6条の3第4項に規定する、乳児家庭全戸訪問事業は、原則として生後4か月に至るまでの乳児のいる家庭について、当該市町村長が、当該事業の適切な実施を図るために行う研修（市町村長が指定すると都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を受講した者をして訪問させることにより、子育てに関する情報の提供ならびに乳児およびその保護者の心身の状況および養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うものとする。

第19の2 法21条の10の2第3項に規定する厚生労働省令で定めるものは、委託にかかる事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有している者であって、職員または職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知りえた児童またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているものとする。